

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応について  
(期間延長と区域変更)

令和3年2月4日  
日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

2月2日、特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の期間が延長されるとともに区域が変更されましたので、実施期間を3月7日まで延長するとともに、緊急事態措置を実施すべき区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更いたしました。10都府県内の事業所に勤務する職員等については、引続き出勤者数の7割削減を目指し可能な範囲で最大限の在宅勤務とし、緊急事態措置を実施すべき区域から除外された部署においては、日中を含めた不要不急の外出の自粛の協力要請や当面の間「出勤者数の7割削減」を目指した取組など地方公共団体の要請を踏まえ、引き続き適切な感染防止策等に取り組むこととしております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

在宅勤務対象者：本社（研修センター含む）、東日本設計センター、関東・北陸総合事務所（埼玉事務所、千葉事務所及び神奈川事務所を含む）、東海総合事務所、西日本設計センター、近畿総合事務所（大阪湾事務所、兵庫事務所及び京都分室を含む）、九州総合事務所（ただし、やむを得ず出勤せざるを得ない者を除く。）。

勤務体制等：出勤者数の7割削減を目指し、可能な限り最大限テレワークを活用  
テレワーク勤務以外の職員等は時差勤務を積極的に活用  
出張はTV会議等を活用する等原則控える

実施予定期間：令和3年1月13日（火）から同3月7日（日）まで

2. 期間中における連絡方法

基本的にはメールでの連絡をお願いします。なお、緊急の場合等には、別添の電話連絡先へお願いします。

以上